

各位

レオン自動機株式会社

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改正のお知らせ

当社は2025年4月1日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を、一部改正を下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。（変更箇所は下線で示しております）

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、創業以来受け継がれてきた基本理念「存在理由のある企業たらん」のもと、レオロジー（流動学）を応用した食品加工技術の開発、提供により、世界の食文化の継承と発展に寄与して参りました。

今日までに培ってきた、当社独自の技術、サービス、顧客・社会からの信頼と実績は当社の強みであり、時代や環境の変化に敏速に反応しながら、顧客とともに常に新たな価値を創造し、繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献して参ります。

〔経営理念〕

- ・技術革新によって全世界の食文化の継承と発展に貢献する。
- ・食品機械工業界におけるパイオニアとしてその精神を継承していく。
- ・安全で付加価値の高い商品を提供する。
- ・社員は我社の強さの源である。
- ・事業の全ての面で正直であり、誠実であり、倫理を守る。

〔行動指針〕

- ・遵法精神に基づき、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を行う。
- ・顧客へのサービスを何よりも大切にし、礼儀正しく、顧客視点で行動する。
- ・社員一人ひとりの人格を尊重し、可能性と働きがい大切に作る活気のある職場を作り、一人ひとりの豊かさを実現する。
- ・仕事に情熱と誇りを持ち、常に高い目標を追求して、成長し続ける。
- ・環境の保全に努め、社会貢献活動を積極的に推進する。
- ・無駄をなくし、本来のやるべき仕事に集中して取り組む。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令及び定款並びに社内規程、企業倫理の遵守については、企業倫理ガイドライン及び倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、職制別教育研修会カリキュラムに取り入れるなど、あらゆる機会を捉えて教育を実施し、違反の未然防止を図ります。

そして、当社の内部監査室は担当部署と連携して、倫理・コンプライアンス管理規程の運用状況を監査し、定期的に当社の取締役会、監査役会、経営会議に報告いたします。

また、常に法令遵守についての問題点の把握を行い、重要な意思決定については、企業倫理委員会を通して事前にその法令及び定款への適合性を調査検討する体制を確保いたしております。

社内通報制度を設けており、取締役及び使用人の法令違反行為があった場合、管理本部の男女各2名、常勤監査役および外部の顧問弁護士による窓口を設置し通報・相談出来るシステムを構築いたしております。なお、会社は、通報内容の守秘義務を持ち、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

当社グループは、反社会的勢力・団体との関係を遮断することを基本方針といたします。対応統括部署を管理部に設置し、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び管理体制を構築し、経営に係る重大な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告します。そして、直ちに関係部署と協議対応するとともに、警察等の関係機関と連携し組織的に対応いたします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録・取締役会議事録・計算書類・稟議書・その他取締役が決裁する書類）については、当社文書管理規程、秘密情報管理規程、稟議規程、情報処理機器の管理運営規程、個人情報取扱規程、図面管理細則等により、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）します。また、必要に応じて各規程の見直しを行うとともに、内部監査室は運用状況を検証します。

4. 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び経営危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程でのリスク管理体制を構築しています。役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理の実施状況の確認を行うとともに、定期的にリスクの見直しを行い取締役会へ報告することとします。内部監査室は実施状況について監査を行い、代表取締役社長に報告することで実効性を確保します。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、執行役員制度を導入しており、会社経営の責任と業務執行の責任を区別して、それぞれ意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会規程および組織規程の職務分掌に基づき、それぞれの責任者及び権限図表での責任、組織規程運用細則による執行手続等を定めており、効率的に職務を執行しております。

取締役会開催は毎月、常務会を随時開催し、関連する職務の調整及び共通認識のもとに職務の効率を確保いたします。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において3ヶ月に1回以上報告し、取締役会が取締役の業務執行を監督します。監査役は、これらを監査し、社外取締役も客観的立場から監督いたします。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制および子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、関係会社管理規程に基づき重要事項に関する事前承認及び報告を義務づけております。

また、当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、リスク管理担当者を決め、リスク対策シートに基づいてリスクの予防を実施しております。また、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議しております。

ロ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に毎月の経営状況(生産、販売、在庫および資金回収状況等)を報告させるとともに、内部監査室に半年毎に内部統制システムの整備・運用についての報告をさせております。また、年2回のグループ経営会議を実施するほか、必要に応じてグループの管理部の情報交換会を実施するなど、適切な管理体制をもって、業務効率の適正を確保します。

また、子会社に対しては、内部監査室で子会社の業務が効率的かつ適正に行われているかを監査するとともに、定期的に担当役員が出向き、業務効率の適正を確保いたします。

ハ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、倫理・コンプライアンス管理規程及び企業倫理ガイドラインに基づき、グループのすべての役職員に行動規範を周知徹底しております。また、グループ全体のコンプライアンスの遵守を確実に実践することを推進するため、企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに係る重要事項を審議します。

当社の内部監査室は、内部監査規程および関係会社管理規程に基づき、子会社に対して定期的に年1～2回の内部監査を実施しています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い実施いたします。

そして、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役の指示命令の下で業務を遂行いたします。監査役のスタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と協議します。

また、監査役の指示に対しては、十分にその意味を理解し協力します。

8. 次に挙げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議、常務会、役員連絡会、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制であります。また、業務または業績に重大な影響を与える情報は、担当取締役または、責任者より代表取締役社長に報告されると同時に、監査役へ報告いたします。

ロ. 当該会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。また、内部通報窓口で常勤監査役が加わっており当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を直接報告できる体制を取っております。

9. 8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度規程に関すること以外で監査役に報告した者についても、不利益な扱いを行いません。

10. 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について当社に対し会社法に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに手続をします。

11. その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行い、内部監査規程により、内部監査室長は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保いたします。

以 上